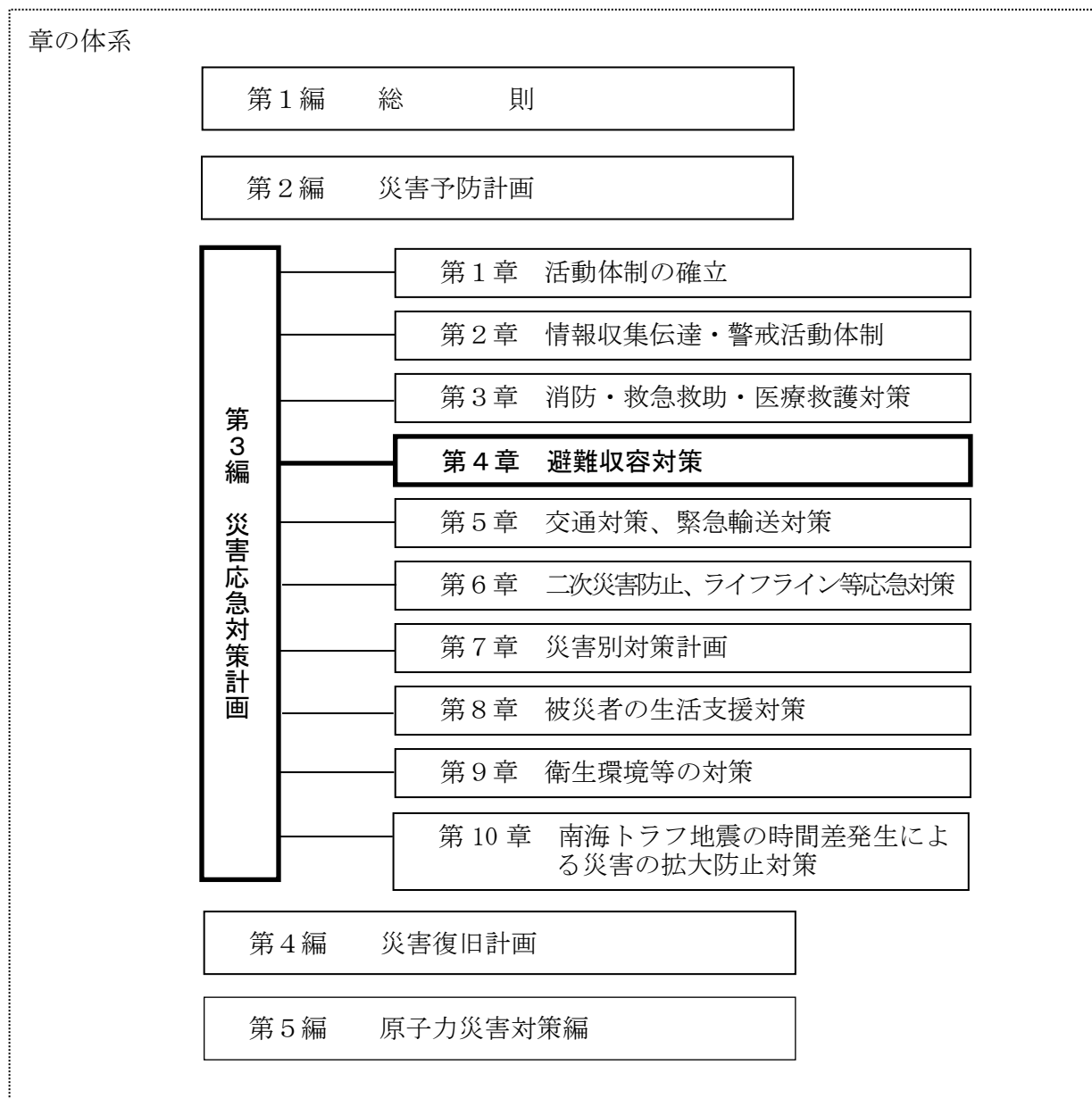


第4章 避難収容対策

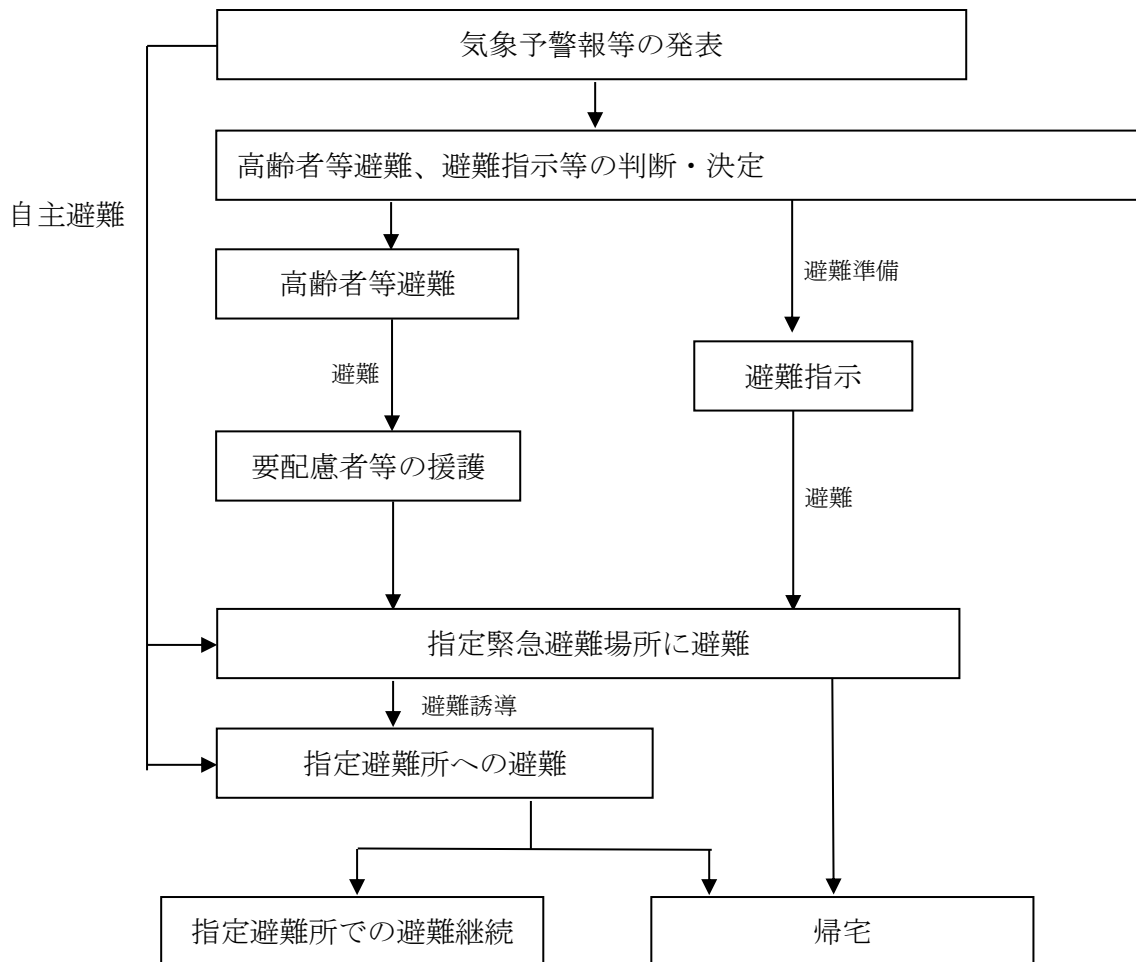


第1節 避難対策	応-69
第2節 避難所の開設・運営	応-82
第3節 要配慮者対策	応-86

第1節 避難対策

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

<風水害時等の避難行動>

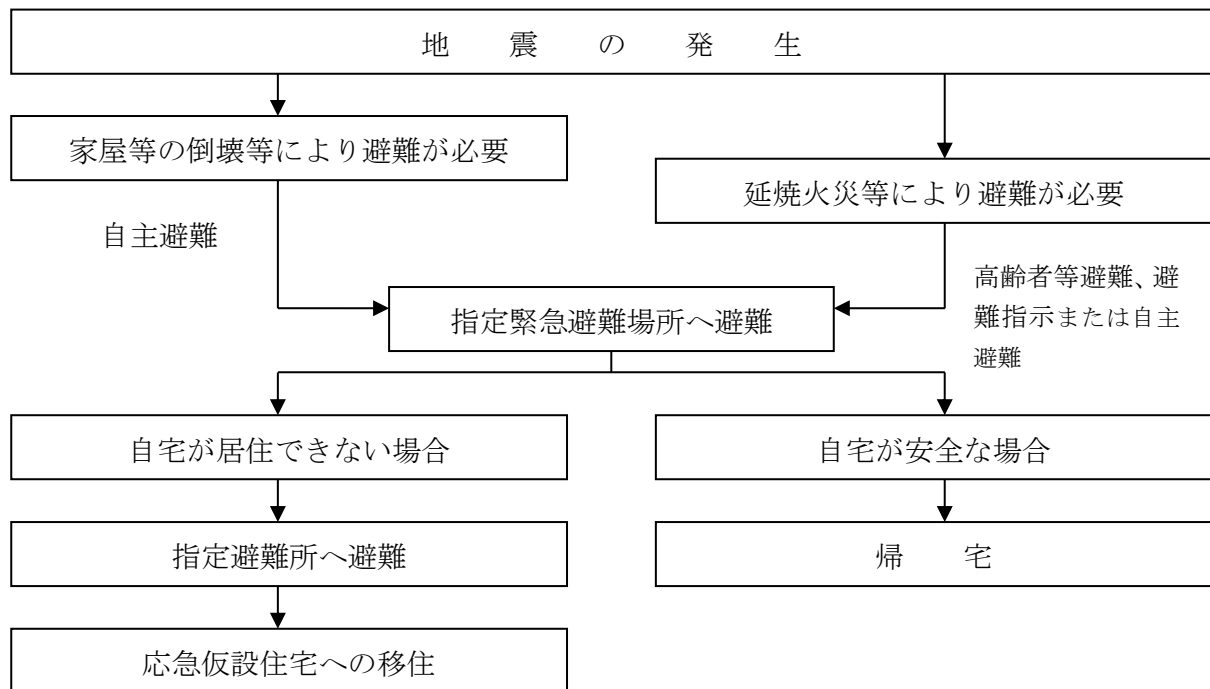


第1 事前避難

町は災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては避難所、避難経路、避難の方法等を周知徹底し、災害時の積極的な自主避難体制を指導する。

危険が予想される区域の住民に対して避難準備を行うよう広報し、広報班が実施する。

<震災時の避難行動>



第2 避難指示等の実施

1 実施責任者と基準

実施責任者、措置、実施の基準は次のとおりである。

避難指示等発令の詳細な基準は、「避難指示等の判断伝達マニュアル」で定めるものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長	要配慮者等に対する立退き勧告、立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められる場合。
避難指示	町長 (災害対策基本法60条)	立退きおよび立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 (水防法29条、地すべり等防止法25条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法61条 警察官職務執行法4条)	立退きの指示 警告 避難等の措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発しまたは特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に必要な限度で避難の措置をとる。

	実施責任者	措 置	実施の基準
	自 衛 官 (自衛隊法 94 条)	避 難 について 必 要 な 措 置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合にかぎり、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全 確保	町 長 (災害対策基本法 60 条)	緊 急 安 全 確 保 措 置	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぼすおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
避難指示にあたっての助言 (災害対策基本法第 61 条の 2)		指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、避難指示に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	
知事による避難の指示等の代行 (災害対策基本法第 60 条第 6 項)		知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部および一部を代行する。	
避難指示の解除にあたっての助言 (土砂災害防止法第 32 条)		国土交通大臣または知事は、避難指示の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。	

※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

避難指示等の基準 (洪水)

区 分	基 準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○氾濫が発生した場合 (氾濫発生情報等により把握できた場合)
【警戒レベル4】 避難指示	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ○ 氾濫危険情報が発表されたとき (基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき) ○ 破堤につながるような漏や亀裂等を発見した場合 ○ 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○ 既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から住民の避難が必要と考えられる場合 ※ただし、上記の場合においても、夜間などにおいて、既に河川が氾濫するなど、住民に立ち退き避難を求めることで、かえって危険性が高まる状況下では、新たに避難指示を行わない。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ○ 基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれている場合 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○ 既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から要配慮者の避難が必要と考えられる場合

避難指示等の基準 (土砂災害)

区 分	基 準
-----	-----

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>○土砂災害が発生した場合</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>以下の何れかの条件に該当するとき、今後の降雨量および地域の状況を総合的に考慮し発表する。 ○近隣で土砂災害発生の前兆現象が発見されたとき ○土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害等の著しい危険が切迫しているとき ○今後2時間以内に土砂災害が発生する降雨水準に達する見込みがある場合（県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度で薄紫が表示）で、特に著しい降雨が予測され、土砂災害発生危険が大きくなった場合</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>以下の何れかの条件に該当するとき、今後の降雨量および地域の状況を総合的に考慮し発表する。 ○大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害発生のおそれがある場合 ○今後2時間先までの降雨予測結果が土砂災害に警戒を要する降雨水準に達した場合（県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度で赤が表示）</p>

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達内容

町本部は、自ら避難の指示等を行った場合、あるいは他の機関からその連絡を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して、次の内容等を周知する。その際、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

- ・要避難地域
- ・避難先
- ・避難理由
- ・避難経路
- ・避難時の注意事項

(2) 伝達方法

- ①防災行政無線、竜王町公式アプリ「しるみる竜王」による広報による広報
- ②広報車等による広報

広報班は、広報車等により避難対象地域に高齢者等避難、避難指示を広報する。対象地域が広く広報班だけでは迅速に対応できない場合は、他班の協力を要請する。

- ③自主防災組織、自治組織を通じた戸別伝達

広報班は、避難対象地域の自主防災組織または自治組織の代表者（連絡担当者）に電話等で高齢者等避難、避難指示を伝達するとともに、必要に応じて戸別の伝達を行

うよう要請する。伝達を受けた自主防災組織または自治組織の代表者は、それぞれの連絡網により、避難対象世帯への伝達を徹底する。

3 県に対して助言の要請

町長が知事に対して避難指示について助言を求める窓口は、次のとおりとする。

- (1) 洪水関係（県管理河川関係）
土木交通部流域政策局または東近江土木事務所
- (2) 土砂災害関係
土木交通部砂防課または東近江土木事務所

4 避難指示等の通知

高齢者等避難、避難指示を行ったものは、必要な事項を関係機関へ通知する。

- (1) 町長の措置
町長（情報班）→県知事（防災危機管理局）
- (2) 警察官の災害対策基本法に基づく措置
警察官→警察署長→町長（情報班）→県知事（防災危機管理局）
- (3) 警察官職務執行法に基づく措置
警察官→警察署長→県警察本部長→県知事（防災危機管理局）→町長（情報班）
- (4) 自衛官の措置
自衛官→町長（情報班）→県知事（防災危機管理局）

自ら高齢者等避難、避難指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、すみやかにその内容を住民に対して周知する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

第3 警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
町長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害全般	町長等、警察官および海上保安官がその場にはいない場合に限る。	災害対策基本法 第63条

消防吏員または消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する 同法第28条
水防団長、水防団員、または消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急に必要な場所において	水防法第21条
県知事による応急措置の代行		町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があった時は警戒区域を設定できる。

第4 避難者の誘導

町長、警察官、水防管理者等避難指示権者は避難者の誘導にあたり次の措置を迅速、確実に行う。また、指定緊急避難場所を災害種に応じ、適宜、開設する。

日野川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合に浸水が想定される避難場所については、そのおそれがある場合には、町は該当する区域、避難場所の住民に対し洪水浸水想定区域外への避難を呼びかける。

指定緊急避難場所：第2編第2章第4節第2避難路・避難場所選定 参照

1 避難順位

- (1) 要配慮者
- (2) 防災活動従事者以外の者
- (3) 防災活動従事者

2 避難準備および携行品等の制限

- (1) 避難に際して、火気および危険物の始末を完全にする。
- (2) 家屋の補強および家財の整理をする。
- (3) 避難者の携行品について次の措置をとる。
 - ・緊急の場合
 - 現金、貴金属以外は日用品、身廻品を最小限にする。
 - ・時間的余裕があると認められる場合
 - 緊急の場合を上回り、避難秩序を乱さない範囲にする。

3 避難路の選定

- (1) 避難路は緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分選定する。
- (2) 避難路には消防団員等を配置する。
- (3) 必要に応じ誘導標識、誘導灯を設ける。
- (4) 避難路上の障害物等を除去する。

4 避難者の確認

- (1) 高齢者等避難、避難指示を発した地域に対しては避難終了後すみやかに警察官、

消防団員等によるパトロールを行い、立退き遅れた者等の有無の確認を行うものとする。

- (2) 警察官は、避難指示に従わない者について、説得に努め状況に応じては必要な限度で強制措置をとる。
- (3) 町は、地元警察署、消防署、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者支援マニュアルに基づき、要配慮者の避難誘導を行う。発災時には要配慮者の同意の有無に関わらず、庁内避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行えるように努める。

5 学校等の避難対策

(1) 避難誘導

校園長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

教職員は校園長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校外の安全な避難所に児童、生徒を誘導する。

(2) 避難指示等の周知

校園長は職員および児童、生徒等に対する避難の指示はサイレンまたはマイク等によりその周知徹底を図る。校園長は児童、生徒等に対する避難の指示を発したときは、ただちに町、警察、消防署等にその旨を連絡する。

(3) 移送方法

自治会（区）別に班を編制し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

- ①危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生する場所を避け、安全な道路を選定する。
- ②引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。
- ③感電、水没等の事故防止に努める。
- ④浸水地域等を移送するときは、ロープ等を利用する。

6 事業所等の避難対策

(1) 避難誘導

多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

管理者は施設内等に安全な避難所がない場合には、ただちに町長、警察署長に連絡し、その指示に従って避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には町等の応援を得て誘導を行う。

(2) 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合は、町等の車両の応援を得て移送を行う。

(3) 避難所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

7 社会福祉施設の避難対策

(1) 社会福祉施設の長は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施するものとする。

(2) 社会福祉施設の長は、避難所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに移送を行うものとする。

(3) 町本部（救護班）は、県本部の指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

8 土砂災害警戒区域等における避難対策

町内には、土砂災害警戒区域および土砂災害警戒特別区域が指定されており、以下の避難対策を行う。

(1) 警戒避難体制の整備

情報班、広報班および応急対策班が、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助、その他土砂災害を防止するために必要な避難体制に関する事項を行う。

情報は、竜王町公式アプリ「しるみる竜王」、電話等により当該地区の住民、自治会（区）、消防団、自主防災組織等へ行き、確実に当該地区の住民に伝達されるよう実施する。

(2) 要配慮者対策

現在、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設はない。今後、警戒区域の追加、施設の立地があった場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法を定める。

(3) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で重要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) その他

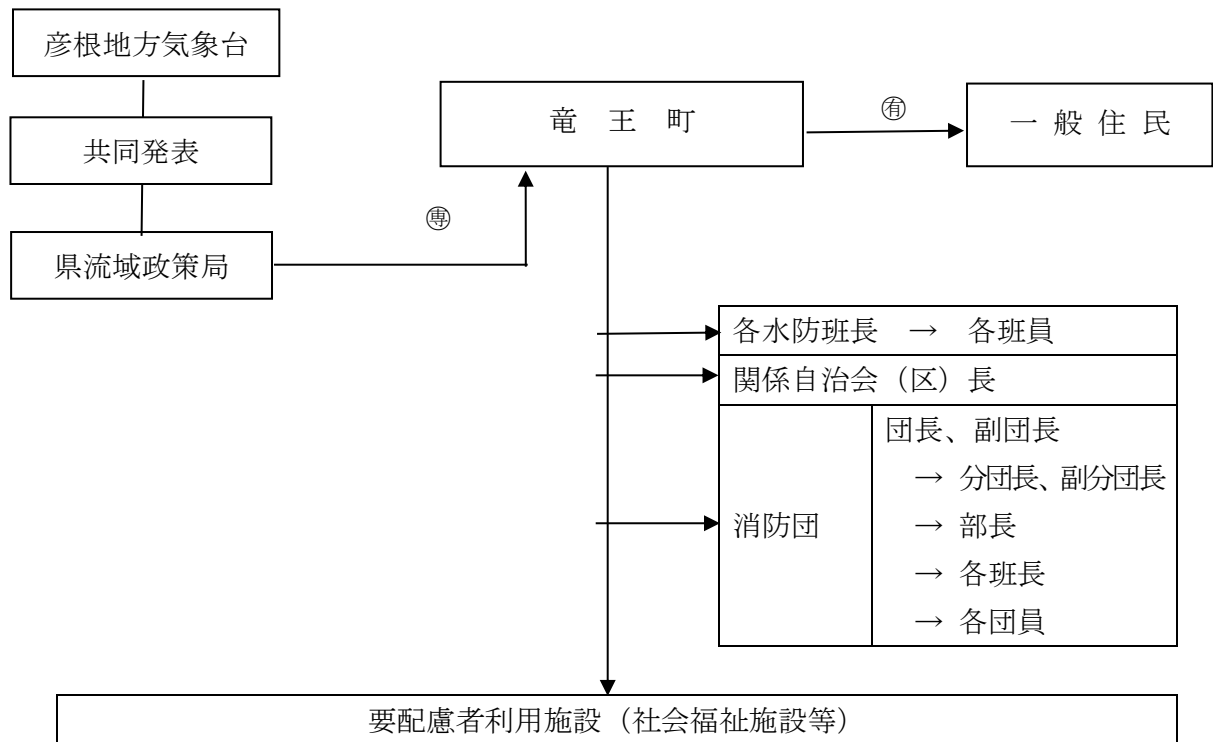
土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においても、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずる。

9 浸水想定区域内における避難対策

日野川に係る洪水浸水想定区域内および地先の安全度マップの洪水浸水想定区域にあ

る主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設および当該施設への洪水予報等の伝達方法は、次のとおりとする。

<洪水予報等の伝達>



㊦：専用電話・滋賀県土木防災情報システム、㊧：有線電話機等
要配慮者利用施設は、資料編 1-20 参照

第5 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて災害対策本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕または県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請するものとする。

1 県内における広域一時滞在の実施

(1) 本町の実施事項

本町が被災した場合、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。

(2) 協議先市町の実施事項

本町から（1）の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、

被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

- ア 自らも被災していること
- イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
- ウ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
- エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

2 県外における一時滞在

(1) 本町の実施事項

本町が被災した場合、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

(2) 県本部の実施事項

ア (1)で被災住民の他府県等への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、南海トラフによる地震等で、関西広域連合の枠組みによる受け入れ調整が困難なときは、隣接府県または応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。

イ 県本部は、関西広域連合等から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を本町に通知するとともに、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 他府県等からの協議

(1) 県本部の実施事項

ア 県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。

イ 県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。

4 県外避難者の受け入れ

3の他府県等からの協議による広域一時滞を実施するとき、もしくは災害対策基本法には基づかないが県外からの避難者が現に発生し対応が必要なときは、次のとおりとする。

(1) 県による広域避難所の設置と運営

広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定する避難所の利用を原則とし、県は運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等を鑑み、市町による避難者の受入体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。この場合、市町による避難所が開設されていない県有施設等を用いる。

(2) 相談窓口の設置

県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。

5 避難者への支援

(1) 県外避難者情報の収集

県本部は、避難者の支援に資するため、町本部を通じて県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

県本部および町本部は、自主防災組織、自治会（区）、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(3) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県本部および町本部は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

6 自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努めるものとする。

第6 帰宅困難者対策計画

災害による交通機関の停止等で、滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、町本部は県本部と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、観光施設や商業施設周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

1 帰宅困難者への支援の実施

(1) 帰宅困難者への情報提供

県本部や町本部は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

<帰宅困難者に伝える情報の例>

- ・被害状況に関する情報（建物被害、警報発令状況、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道や高速道路等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

(2) 一時滞在施設の確保

町本部は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない道の駅など公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。なお、受け入れにあたっては、要配慮者の受け入れを優先する。

(3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

(4) 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

(5) 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(6) 企業における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

- ① 企業等は、事業所防災計画や事業継続計画等において、従業員等の施設内待機等に係る計画を定めておく。その際、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の対応についても、定めておく。
- ② 企業等は、施設内待機等に係る計画などを、冊子等（電子媒体を含む）により、あらかじめ従業員などに周知しておく。
- ③ 従業員等を、企業等の施設内に一定期間安全に待機させることができるよう、水、食料、毛布、簡易トイレ、燃料（非常用発電機）のための燃料などをあらかじめ備蓄しておく。
- ④ 発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からのオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策に努める。

(7) 徒歩による帰宅への支援

県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。町は県に協力し、帰宅者を支援する。

(8) 外国人観光客への情報提供

外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、「関西広域災害時外国人観光客対策ガイドライン」を参考に、関係機関との連携の仕組みを構築し、災害時の外国人観光客の安全を確保する。

※ 資 料

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 避難情報等と居住者等がとるべき行動 | (資料編 1-17) |
| 2 土砂災害の前兆現象 | (資料編 1-18) |

第2節 避難所の開設・運営

第1 避難所の開設

(1) 町は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれがある者で、避難しなければならないものを一時的に収容するため、安全かつ適切な場所を選定し、指定避難所を開設する。指定避難所は、災害が発生した地域を考慮し、適宜選択して開設する。なお、被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。

指定避難所：第2編第2章第4節第2避難路・避難場所選定 参照

(2) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

(3) さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(4) 町は、指定避難所を開設した時は、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

(5) 収容施設の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。

第2 福祉避難所（福祉避難室）の設置

町は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に指定を進める。対象が、民間施設等の場合、協定を結ぶ等、設置に向けた推進を図る。

福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設や養護学校等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、公的な宿泊施設や民間のホテル、旅館等を避難所として借り上げる等の検討を行う。

1 選定基準（避難所の条件に付加）

ア 冷暖房設備

イ 通風・喚起の確保

ウ 入浴設備

エ 段差の解消、スロープ・手すり・誘導装置・障がい者用トイレの設置等、施設
のバリアフリー化

オ 情報関連機器

カ その他必要と考えられる施設設備

2 選定参考施設

- ア 老人福祉等の施設
- イ 障がい者支援施設等の施設
- ウ 保健センター
- エ 指定避難所（小・中学校、公民館等）

3 福祉避難所の広域利用

県は、福祉避難所を必要とする要配慮者が市町域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）する場合に備え、広域避難計画に基づき、あらかじめ県内の福祉施設について受入可能人数等を把握し、施設管理者の同意を得ておく等、福祉避難所の広域利用について計画することになっており、町はそれに協力する。

第3 避難所開設の報告

1 町長

町長は、避難情報（自主避難、高齢者等避難、避難指示）の発令（開始）および解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を県本部に報告する。

又、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

なお、避難所を開設した際は、近江八幡警察署長に対しても報告を行う。

[県等へ報告すべき事項]

- ア 発令日時（避難開始日時）
- イ 解除日時（避難終了日時）
- ウ 避難区分（自主避難、高齢者等避難、避難指示、解除）
- エ 避難対象地域
- オ 避難先施設名
- カ 避難先住所
- キ 応急救護所設置の有無
- ク 避難対象世帯
- ケ 避難世帯
- コ 避難人数
- サ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報
- シ その他参考となる事項

2 避難所責任者

避難所責任者は、罹災者の出入りを確実に把握し、一定時間ごとに町本部へ次の事項を記録し、報告する。

- ア 避難所収容者名簿
- イ 避難所開設日誌
- ウ 物品出納簿

エ 罹災者救助明細書

第4 避難所の運営

- (1) 町は、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、避難所を運営する。その際には、衛生、プライバシー保護その他生活環境に配慮する。
- (2) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。また、避難所に避難した被災者のほか、在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の把握を行う。
- (3) 避難所においては、飲料水、食糧、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備、備品を確保する。
- (4) 避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。
- (5) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女別のトイレ・更衣室を用意する等、男女のニーズの違い（特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等）を考慮する。男女双方の視点等に配慮するため、避難所の運営に女性の参画の促進に努める。
- (6) 避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を派遣する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施する。さらに、避難所の安全の確保と秩序のため必要な場合には、警察官の協力を要請する。
- (7) 心の健康（心的外傷後ストレス障害（PTSD）等）に関する相談窓口を設置する。
- (8) 環境の変化等から生じる健康不安（生活不活発病やエコノミークラス症候群など）の早期発見に努める。
- (9) 被災者生活支援に関する情報を提供する（紙媒体でも可）。
- (10) 要配慮者への配慮（下記の事項）
 - a. 担当職員、ケースワーカー、民生委員児童委員等の定期的な訪問による実態調査
 - b. 避難者の障害や身体状況に応じた適切な措置を受けられる施設への移送
 - c. 避難者の事情に応じた保健師、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣
 - d. 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給
 - e. 避難行動要支援者名簿と照らし合わせ、未確認の要配慮者を町、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。
 - f. 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める
 - g. 町本部は、福祉ニーズに対応するための有資格者の派遣が必要と考えられる場合、県本部に關係団体等との協定に基づき派遣を求めることができる。
- (11) 避難所運営マニュアルは以下の内容を含むものとする。

- a. 災害対策本部、避難所派遣職員、施設管理者、避難者ごとの役割
 - b. 避難所・福祉避難所の開設方法
 - c. 避難所運営委員会の設立とリーダーの選出
 - d. 災害対策本部との連絡調整
 - e. 避難者名簿の作成および整理
 - f. 食料・物資の調達
 - g. 医療・介護活動
 - h. 情報収集
 - i. 避難所開設・閉鎖記録簿等の様式
- (12) 飼育動物の対応
- a. 災害時におけるペットの取扱いは、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）に基づき、飼い主によるペットの飼養管理を基本とする。町は、県および関係団体と連携し、必要な支援を行うよう努める。災害対策本部、避難所派遣職員、施設管理者、避難者ごとの役割
 - b. 町は、適切な避難行動を推進災害時におけるペットの取扱いは、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）に基づき、飼い主によるペットの飼養管理を基本とする。町は、県および関係団体と連携し、必要な支援を行うよう努める。する観点から、指定避難所にペットの同行避難のために必要なペット用スペース等の確保に努める。
 - c. 身体障害者補助犬については、身体障害者との同伴を原則とし、必要な避難スペース等を確保する。
- (13) 指定避難所の感染症対策
- 感染症の流行時においては、避難者等に対する手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努める。また、感染症の症状がある者の専用スペースやトイレを確保し、他の避難者との動線を区分するなど、感染症の予防・蔓延防止のための対策を行うものとする。

第3節 要配慮者対策

要配慮者の安全確保を図るため、町、県および防災関係機関は、住民および自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の状態に十分合理的に配慮した応急活動を行う。

第1 高齢者、障がい者等対策

- (1) 災害が発生したとき、直ちに「要配慮者支援マニュアル」に基づき登録された避難行動要支援者登録台帳および市内で保有する情報により作成した避難行動要支援者名簿により、要配慮者の安否確認、被災状況等の把握を行う。
- (2) 援護が必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (3) 町は、県および関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (4) 町は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話・点字・要約筆記ボランティア等の確保に努める。

第2 児童対策

- (1) 掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護および町への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、メンタルヘルスカケアを行う。

第3 外国人対策

- (1) 必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導を行う。
- (2) 町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等に相談窓口を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 外国語のボランティア等が必要な場合には、県を通じて関係団体等に派遣を要請する。

第4 避難所の対応

- (1) 定期的に避難所を巡回して、要配慮者を把握するとともに、健康状態やニーズの把握に努める。
- (2) 高齢者や障がい者のためのスペースを確保し、スロープの確保や情報の提供等に配慮する。
- (3) 避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

第5 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、町、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食糧、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

第6 配慮すべき事項

町は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置